

1. 人材紹介手数料 求人企業（以下、「甲」という）が、弊社（以下、「乙」という）が紹介した求職者を採用したときは、乙が実施した人材紹介に対する対価（以下、「紹介手数料」とする）として、以下のとおり紹介手数料を支払うものとする。

- ・ 紹介手数料は 20 万円(税抜き)とする。

2. 人材紹介手数料の返還

- ・ 採用決定者が入社日以後、入社日から起算して次項に定める期間に採用決定者の一身上の都合で退職した場合は、乙は採用決定者についての紹介手数料の一部を甲に返還するものとする。但し、採用決定者の退職が、甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定前に提示された内容と著しく異なることに起因する場合、又は甲の法令違反行為に起因する場合はこの限りでない。

- ・ 前項において、乙が甲に採用決定者についての紹介手数料を返還する場合は、以下のとおりとする。

- ・ 入社後 3 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 80%
- ・ 入社後 6 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%
- ・ 入社後 12 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 30%

- ・ 甲の都合による解雇又は甲に起因する退職の場合は適用を除外し、乙は返還義務を負わない。

以上